

貯蓄預金

預・3

平成28年2月25日現在

| | |
|---|---|
| 商品名 (愛 称) | 貯 蓄 預 金 |
| ご利用いただける方 | ・個人の方のみ |
| 期 間 | ・期間の定めはありません。 |
| 預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 | ・随時預入できます。 ・1円以上 ・1円単位 |
| 払戻方法 | ・随時払戻しできます。 |
| 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法 | ・変動金利 ・毎日の店頭表示の利率を適用します。 10万円未満、10万円以上30万円未満、30万円以上100万円未満、 100万円以上300万円未満、300万円以上の5段階の金額階層別金利設定 を行い、毎日の最終残高が各々の金額階層に該当する期間について、当該期間に おける店頭表示の各々の金額階層の利率を適用します。 ・年2回(3月、9月)の当金庫所定の日に元金に組み入れます。 ・1年を365日とする日割計算とします。 毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円としてお利息を 計算します。 |
| 税 金 | ・お利息は利子所得として20.315%(所得税及び復興特別所得税15.315%、 地方税5%)が源泉徴収され、源泉分離課税となります(ただし、マル優 を利用の場合は除きます)。 |
| 手数料 | ・キャッシュカードによる払戻しにあたっては、キャッシュカード規定に定める手 数料をいただきます(詳しくは「手数料一覧表」をご覧ください)。 ・スウィングサービス(順スウィング<普通預金から貯蓄預金への自動振替>、逆 スウィング<貯蓄預金から普通預金への自動振替>)のお取扱いにあたっては、そ れぞれスウィング1回ごとに54円<税込み>の手数料をいただきます)。 |
| 付加できる 特約事項 | ・普通預金との間で資金を移動させるスウィング(自動振替)サービスのお取扱い ができます。 ・マル優のお取扱いができます。 |
| 中途解約時の 取扱い | — |
| 金利情報の 入手方法 | ・金利は店頭の電子掲示板または窓口へご照会ください。 |
| 苦情処理措置・ 紛争解決措置 | 苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店または本部事務管理部 (9時~17時、電話:0120-778-211)にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03- 3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センタ ー等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお 客様は、当金庫営業日に、上記事務管理部または全国しんきん相談 所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。 また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接 お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いた だけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会 |

| | |
|-------------------|--|
| | <p>において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事務管理部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p> |
| <p>その他参考となる事項</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・「総合口座」のお取扱いはできません。 ・この預金では公共料金、給与、年金、配当金等の継続的な自動振替及び振込・出金のお取扱いはできません。 ・預金保険機構の付保対象預金です。詳細につきましては、店頭に掲示の「預金に関する重要事項のお知らせ」もしくは「預金保険制度」のポスターを参照願います。 |

北 群 馬 信 用 金 庫